

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第36号

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成17年鴨川市規則第96号）の一部を次のように改正する。

別表えの部エレクトーン（いすを含む）の項及びかの部乾燥機（食器、布団）の項を削り、同表きの部キックボード（バッテリーを取り除いたもの）の項の次に次のように加える。

脚立（折りたたみ、2.5メートル以内のもの）	1台
キャリーバッグ	1個

別表きの部金庫（手提げ用）の項を削り、同表この部ゴルフクラブ（14本まで、バックを含む）の項中「バック」を「バッグ」に改め、同表しの部じゅうたんの項の次に次のように加える。

収納棚	1個
-----	----

別表しの部食器洗い機の項中「食器洗い機」を「食器乾燥機・洗浄機（ビルトインタイプを除く）」に改め、同表ての部電気毛布の項の次に次のように加える。

電子オルガン（いすを含む）	1組
---------------	----

別表との部戸棚の項を削り、同表ふの部布団（掛け、敷き用）の項の次に次のように加える。

布団乾燥機	1台
-------	----

別表もの部物干し台（コンクリートの部分は除く）の項中「物干し台」を「物干しスタンド」に改め、同表りの部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。